

第1編 一般企業関係審査・調整等の概要

第1章 不当労働行為の審査

第1節 不当労働行為審査の概況

1 初審事件の状況

(1) 概況

令和3年の不当労働行為事件取扱件数は、第1表のとおりである。新規申立件数は、2年に対し3件減少し、277件であった。なお、地方公務員等公務関係事件の新規申立件数は7件であり、2年より6件減少となった(第13表参照)。新規申立件数277件のうち、合同労組事件の新規申立件数は207件で、新規申立件数に占める割合は74.7%となっており、2年より減少している(第14-1表参照)。

一方、終結件数をみると、命令・決定件数は81件(地方公務員等公務関係事件は2件)と2年に対し6件減少となっており、取下・和解件数は177件(地方公務員等公務関係事件は9件)と2年に対し20件の増加となり、その結果、次年への繰越件数は556件となった。

第1表 不当労働行為事件取扱件数(初審)

(単位:件)

区分 年		係属状況			終結状況				次年繰越
		前年繰越	新規申立	計	取下・和解	命令・決定	移送	計	
総計	元	538	245	783	172	109	-	281	502
	2	502	280	782	157	87 ①	1	245 ①	537
	3	537	277	814	177	81 ②	-	258 ②	556
業 関 係 事 件 企 業 間	元	379	236	615	169	106	-	275	340
	2	340	267	607	154	83 ①	1	238 ①	369
	3	369	270	639	168	79 ②	-	247 ②	392

(注) ①内数字は分離事件で外数である。

(2) 新規申立ての状況

イ 新規申立件数

令和3年における新規申立件数は277件であり、2年の280件に対し3件減少している。その内訳をみると、民間企業関係事件は270件で、2年の267件に対し3件増加している（第1表参照）。一方、地方公務員等公務関係事件は7件で、2年の13件に対し6件減少している（第13表参照）。

新規申立件数を労業別にみると、東京が99件（2年116件）で最も多く、次いで大阪74件、神奈川32件、愛知12件、福岡12件などの順となっている。また、民間企業関係事件についてみると、東京が99件（2年109件）で最も多く、次いで大阪72件、神奈川32件、愛知12件、福岡12件などの順であり、地方公務員等公務関係事件では、大阪が2件、奈良が2件、岩手、兵庫、広島が1件となっている（巻末統計表第1-1表及び第1-2表参照）。

ロ 申立人別新規申立件数

新規申立件数277件を申立人別にみると、組合申立てが263件（新規申立件数の95%）で最も多く、組合及び個人の連名による申立てが9件（同3%）、個人申立てが5件（同2%）となっている。これを民間企業関係事件についてみると、組合申立てが258件（民間企業関係事件新規申立件数の96%）で最も多く、組合及び個人の連名による申立て9件（同3%）、個人申立て3件（同1%）の順となっている（巻末統計表第3-1表及び第3-2表参照）。

ハ 労組法第7条該当号別新規申立件数

民間企業関係事件の新規申立件数270件を労組法第7条該当号別に重複集計してみると、2号関係事件210件（民間企業関係事件新規申立件数の78%）、3号関係事件142件（同53%）、1号関係事件103件（同38%）、4号関係事件6件（同2%）の順となっている。また、これらの内訳をみると、2号事件が103件（同38%）で最も多く、次いで2・3号事件46件（同17%）、1・2・3号事件43件（同16%）、1・3号事件31件（同11%）などの順になっている（巻末統計表第4-2表参照）。

ニ 企業規模別新規申立件数

民間企業関係事件の新規申立件数270件を企業規模別にみると、49人以下が70件（民間企業関係事件新規申立件数の26%）で最も多く、次いで100人以上499人以下が64件（同24%）、1,000人以上が52件（同19%）、500人以上999人以下が24件（同9%）、50人以上99人以下が21件（同8%）の順となっている（巻末統計表第5-2表参照）。

ホ 業種別新規申立件数

新規申立件数 277 件を産業大分類別にみると、運輸業、郵便業が 50 件（新規申立件数の 18%）で最も多く、次いで医療、福祉が 41 件（同 15%）、サービス業が 39 件（同 14%）などの順になっている。さらにこれらを中分類でみると、社会保険・社会福祉・介護事業が 26 件（同 9%）、道路貨物運送業が 19 件（同 7%）、職業紹介・労働者派遣業が 16 件（同 6%）、などの順となっている（巻末統計表第 6-1 表参照）。

(3) 終結の状況

イ 終結件数

令和 3 年における終結件数は 258 件であり、2 年の 245 件に対し 13 件増加となっている。その内訳をみると、民間企業関係事件は 247 件で、2 年の 238 件に対し 9 件増加し、地方公務員等公務関係事件は 11 件で、2 年の 7 件に対し 4 件の増加となっている（前掲第 1 表及び第 13 表参照）。

終結区分の内訳は、命令・決定によるものが 81 件（終結件数の 31%）、取下・和解によるものが 177 件（同 69%）となっている。これを民間企業関係事件についてみると、命令・決定によるものが 79 件（民間企業関係事件終結件数の 32%）で、2 年に対し 4 件減少し、取下・和解によるものが 168 件（同 68%）で、14 件増加している（前掲第 1 表、巻末統計表第 2-1 表及び第 2-2 表参照）。

終結件数を労委別にみると、東京が 91 件で最も多く、次いで大阪 53 件、神奈川 24 件、愛知 19 件、福岡 9 件などの順となっている。また、民間企業関係事件についてみると、東京 89 件、大阪 52 件、神奈川 24 件、愛知 19 件、福岡 9 件などの順となっている（巻末統計表第 1-1 表及び第 1-2 表参照）。

以上の結果、3 年の未処理件数（4 年への繰越件数）は 556 件で、前年からの繰越件数 537 件に対し、19 件の増加となっている。なお、3 年における終結率 $\left[\frac{258}{814} \times 100 \right]$ は 32% であり、2 年の 31% に対して 1 ポイント増となっている。

これを民間企業関係事件でみると繰越件数は 392 件で、前年からの繰越件数 369 件に対し 23 件増加しており、その終結率は 39% と 2 年の 39% と同率となっている（前掲第 1 表、巻末統計表第 2-1 表及び第 2-2 表参照）。

ロ 命令・決定の状況

命令・決定による終結件数 81 件の内訳をみると、棄却命令が 32 件（前年 24 件）で最も多く、次いで一部救済命令 27 件（同 31 件）、全部救済命令 19 件（同 27 件）、却下決定 3 件（同 5 件）の順となっている（巻末統計表第 2-1 表参照）。

ハ 和解の状況

和解（取下を除く。）による終結件数は122件であり、2年の129件に対し7件減少している。その内訳は関与和解によるものが100件（2年87件）、無関与和解によるものが22件（同42件）となっている（巻末統計表第2-1表参照）。

これを、和解が審査手続上どの段階で成立したかをみると、申立てから第1回調査に入るまでの段階が7件（和解による終結件数の6%）、第1回調査から第1回審問前までの段階が101件（同83%）、第1回審問から結審前までの段階が10件（同8%）、結審以降が4件（同3%）となっている（第2-1表参照）。さらに、これを労委の関与、無関与の別にみると、申立てから第1回審問前の108件では関与和解が92件（審問前終結108件の85%）、無関与和解が16件（同15%）であり、第1回審問以降の14件では、関与和解が8件（審問以降終結14件の57%）、無関与和解が6件（同43%）となっている（第2-1表参照）。

なお、労組法第27条の14第2項の規定に基づく和解認定の申立件数は1件であった（第2-2表参照）。

また、民間企業関係事件の和解により終結した119件を労組法第7条該当号別にみると、1号関係事件48件、2号関係事件96件、3号関係事件61件、4号関係事件5件となっている（1つの事件で2つ以上の号に関係するものがあり、合計は事件数と一致しない）（第2-3表参照）。

第2-1表 和解事件の段階別終結件数（初審）

（単位：件、%）

年	区分	審問前		第1回審問以降		計
		申立から第1回調査に入るまでの段階	第1回調査から第1回審問までの段階	第1回審問から結審前までの段階	結審以降	
29		8 (5)	119 (75)	21 (13)	11 (7)	159 (99)
30		15 (9)	123 (77)	18 (11)	5 (3)	161 (100)
元		12 (9)	108 (77)	16 (11)	4 (3)	140 (100)
2		16 (12)	98 (76)	9 (7)	6 (5)	129 (100)
3		7 (6)	101 (83)	10 (8)	4 (3)	122 (100)
	うち関与和解	0 (0)	92 (92)	8 (80)	0 (0)	100 (82)
	うち無関与和解	7 (100)	9 (9)	2 (20)	4 (100)	22 (18)

（注） 分離事件を除く。

第2-2表 和解の認定件数（初審）

（単位：件）

年	区分	和解件数	和解認定 申立	和解認定		不認定
				うち和解調書作成		
					うち執行 文付与	
元		140	0	0	0	0
2		129	2	2	0	0
3		122	1	1	0	0

（注） 分離事件を除く。

第2-3表 労組法第7条該当号別終結（和解）件数〔民間企業関係〕

（単位：件）

年	区分	1号関係	2号関係	3号関係	4号関係	和解件数
	元		61	105	86	5
2		39	107	57	1	126
3		48	96	61	5	119

（注）・1つの事件で2つ以上の号に関係するものがあり、1～4号関係の合計は事件数（和解件数合計）と一致しない。

・分離事件を除く。

次に、民間企業関係の和解で終結した事件の内容をみると、1号関係事件48件の内訳は、関与和解が40件、無関与和解が8件となっている。そのうち解雇事件の和解内容をみると、解雇撤回・原職復帰及び再採用により職場復帰したものは計3件、解雇取消・依願退職及び解雇承認により職場を去ったものが計12件（解雇事件の和解15件の80%）などとなっている（第3表参照）。

第3表 労組法第7条第1号関係のうち解雇事件の和解内容（初審）

（単位：件）

区 分		計	関与和解	無関与和解
合 計		(48) 15	(40) 15	(8) 0
職場に復帰したものの	小 計	3	3	0
	解雇撤回・原職復帰	3	3	0
	再 採 用	0	0	0
職場を去ったものの	小 計	12	12	0
	解雇取消・依願退職	12	12	0
	解 雇 承 認	0	0	0
そ の 他 （ 含 不 明 ）		0	0	0

（注） 1 民間企業関係事件のみを集計した。

2 （ ）内数字は、労組法第7条1号関係事件の和解による終結件数である。

2号関係事件96件の内訳は、関与和解79件、無関与和解17件となっている。和解内容を項目別にみると、紛争事項の解決に伴い救済申立の維持の必要がなくなったもの41件（2号関係事件の和解内容の総数96件の43%）、団交ルールを決めたもの11件（同11%）などとなっている（第4表参照）。

第4表 団交拒否事件の和解内容（初審）

（単位：件）

区 分	計	関与和解	無関与和解
合 計	(96) 96	(79) 79	(17) 17
今後の団交を約した	9	8	1
団交ルールを決めた	11	11	0
申立後団交した	1	1	0
紛争事項の解決に伴い救済申立の維持の必要がなくなった	41	35	6
その他（含不明）	34	24	10

（注）1 民間企業関係事件のみを集計した。

2 （ ）内数字は、労組法第7条2号関係事件の和解による終結件数である。

3号関係事件 65 件の内訳は、関与和解 51 件、無関与和解 14 件となっている。和解内容を項目別にみると、和解にあたり解決金を支払う内容で和解したもの 23 件（3号関係事件の和解内容の総数 65 件の 35%）、和解にあたり団交ルールを設定又は団交を約束したもの 8 件（同 12%）などとなっている（第5表参照）。

第5表 支配介入事件の和解内容（初審）

（単位：件）

区 分	計	関与和解	無関与和解
合 計	(61) 65	(47) 51	(14) 14
不利益・支配介入を是正することで和解	7	7	0
紛争事項を今後協議（含事前協議制履行）	2	2	0
団交ルールを設定又は団交を約束	8	8	0
解決金支払	23	23	0
その他（含不明）	25	11	14

（注）1 民間企業関係事件のみを集計した。

2 （ ）内数字は、労組法第7条3号関係事件の和解による終結件数である。

(4) 審査の状況

イ 処理日数

令和3年中に終結した初審事件の平均処理日数をみると、命令・決定では656日（2年667日）、取下・和解では677日（同298日）、総平均では671日（同430日）となっており、前年に比べると、命令・決定においては処理日数が減少した一方で、取下・和解においては処理日数が増加している（巻末統計表第7表参照）。ちなみに、民間企業関係事件の平均処理日数は、命令・決定では647日（2年685日）、取下・和解では305日（同293日）、総平均では414日（同429日）となっている。

また、移送事件を除いた終結件数258件のうち1,000日以上を要した事件は16件である（巻末統計表第8-1表参照）。

次に、命令・決定に要した段階別平均処理日数（審問を経ず命令・決定した事件は含まない。）についてみると、申立てから第1回審問前までの期間が436日（2年429日）、第1回審問から結審前までの期間が103日（同123日）、結審から命令書交付までの期間が135日（同156日）となっている。これを期間別の構成比で見ると、申立てから第1回審問前までの期間が65%と最も多く、次いで、結審から命令書交付までの期間が20%、第1回審問から結審前までの期間が15%の順となっている（第6表参照）。

第6表 命令・決定事件（初審）段階別平均処理日数内訳

（単位：日、％）

区分 年	申立から第 1回審問前 までの期間	第1回審問 から結審前 までの期間	結審から命 令書交付ま での期間	計
29	360 (56)	101 (15)	185 (29)	646 (100)
30	381 (55)	108 (16)	205 (30)	687 (100)
元	462 (64)	130 (18)	148 (20)	726 (100)
2	429 (61)	123 (17)	156 (22)	708 (100)
3	436 (65)	103 (15)	135 (20)	674 (100)

（注） 審問を経ずに命令・決定した事件を含まないため、命令・決定事件全数の平均処理日数とは必ずしも一致しない。

ロ 調査・審問回数及び証人数

令和3年中に終結した初審事件258件（移送事件を除く）について、1件当たりの平均の調査回数、審問回数及び証人数をみると、調査回数が4.7回（2年5.0回）、審問回数が0.7回（同1.0回）、証人数は1.0人（同1.4人）となっている。終結事由別にみると、取下・和解事件では、調査回数については、関与和解事件（4.6回）が最大となっている一方で、審問回数及び証人数はいずれも無関与和解事件（それぞれ0.5回、0.5人）が最大となっている。また、命令・決定事件では、調査回数、審問回数及び証人数のいずれも命令事件（それぞれ6.9回、2.1回、2.6人）が決定事件を上回っている（第7表参照）。

第7表 審査状況（初審終結事件）

区分	年	計	取下・和解			命令・決定	
			取下	無関与	関与	命令	決定
終結件数（件）	2	244	28	42	87	82	5
	3	258	55	22	100	78	3
一件当たりの平均調査回数（回）	2	5.0	3.0	3.2	3.8	7.8	4.6
	3	4.7	2.4	3.5	4.6	6.9	1.3
一件当たりの平均審問回数（回）	2	1.0	0.3	0.1	0.4	2.5	0.2
	3	0.7	0.0	0.5	0.2	2.1	0.0
一件当たりの平均証人数（人）	2	1.4	0.3	0.2	0.7	3.2	0.0
	3	1.0	0.1	0.5	0.4	2.6	0.0

ハ 証人等出頭命令等の状況

令和3年中の初審の証人等出頭命令は、5件が係属し、3件が決定となり、2件が次年に繰り越されている。

また、初審の物件提出命令は、13件が係属し、10件が決定となり、3件が次年に繰り越されている（巻末統計表第9-3表参照）。

ニ 審問を経ないで命令を発した事件

令和3年中に終結した初審事件258件（移送事件を除く）のうち、労委規則第43条第4項の規定に基づき、審問を経ないで命令を交付した事件は9件であった。

ホ 三者委員による事件の解決のための勧告

令和3年中に初審において、労委規則第45条の8及び第45条の9の規定に基づき、当事者に対し、三者委員の見解を示し、事件の解決のための勧告を書面により行った件数は0件であった。

へ 審査の期間の目標及びその達成状況

都道府県労委の審査の期間の目標は、巻末統計表第9-1表を参照。このほか、都道府県労委ごとの具体的な審査の期間の目標の達成状況については、都道府県労委のホームページ、年報等を参照。

(5) 不服の状況

令和3年中に交付された初審の命令・決定書数は80件（2年85件）である。これに対し、労働者側から又は使用者側から、あるいは労使双方から再審査が申し立てられた命令・決定書数は44件（同47件）、行政訴訟が提起されたものは8件（同8件）となっている。ちなみに、その不服率は63.8%であり、2年の63.5%と比較して微増である（第8-2表及び第8-3表参照）。

第8-1表 初審命令書数に対する不服状況推移

（単位：件、%）

年・区分		命令 決定書数 (A)	不服申立 な し	不服数(B)	不服率 $\frac{(B)}{(A)} \times 100$
29		102	33	69	67.6
30		77	21	56	72.7
元		97	25	72	74.2
2		85	31	54	63.5
3		80	29	51	63.8
3年命令・ 決定内訳	全部救済	18	5	13	72.2
	一部救済	28	7	21	75.0
	棄却	31	14	17	54.8
	却下	3	3	0	0.0

第8-2表 命令・決定に対する行政訴訟提起等の状況（初審）

（単位：件、％）

区分 年	命令・決定 書数 (A)	行訴提起 件数 (B)	再審査申立 件数 (C)	行訴提起率 (B)/(A)	再審査申立率 (C)/(A)
	29	102	14	55	13.7
30	77	5	51	6.5	66.2
元	97	6	67	6.2	69.1
2	85	8	47	9.4	55.3
3	80	8	44	10.0	55.0
小計	441	41	264	9.3	59.9

（注）（A）は、当該年に交付した命令・決定書の本数を計上している。

（B）は、（A）のうち行訴提起がなされた命令・決定書の本数を計上しており、翌年に提起されたものを含む。

（C）は、（A）のうち再審査申立てがなされた命令・決定書の本数を計上しており、翌年に申立てされたものを含む。

第8-3表 初審命令書に対する不服状況推移内訳

（単位：件、％）

区分 年	命令・ 決定書数 (A)	不 服 計 (B)	再 審 査 申 立			行 政 訴 訟 提 起			再(労)	再(使)	再(双)	再(労)	再(労)	不服率 (B)/(A)
			労	使	双	労	使	双	行(使)	行(労)	行(双)	行(労)	行(双)	
29	102	69	22	30	3	2	12	-	-	-	-	-	-	67.6
30	77	56	14	25	12	-	5	-	-	-	-	-	-	72.7
元	97	72	27	33	6	1	4	-	1	-	-	-	-	74.2
2	85	54	14	18	14	2	5	-	1	-	-	-	-	63.5
3	80	51	17	19	7	-	7	-	-	-	-	1	-	63.8

次に、不服状況を労使別にみると、80件の命令書のうち、労働者側では、却下・棄却（救済命令中の棄却部分を含む。）の命令書62件（2年60件）に対して、再審査申立てが25件（同26件）、行政訴訟提起は0件（同2件）であり、その不服率は42％（同47％）となっている。一方、使用者側では、救済（一部救済命令中の救済部分を含む。）の命令書46件（2年57件）に対して、再審査申立てが24件（同32件）、行政訴訟提起が7件（同6件）であり、その不服率は67％（同67％）となっている（第9表参照）。

第9表 初審命令書数に対する労使別不服状況推移内訳

(単位：件、%)

区分 年	労働者提起（却下・棄却に対して）					使用者提起（救済に対して）			
	対象命令・ 決定書数	再審査	行 訴	再審査 ・ 行訴	不服率	対象命令・ 決定書数	再審査	行 訴	不服率
29	68	24	2	-	38	74	33	12	61
30	53	24	-	-	45	58	37	5	72
元	68	32	1	-	49	63	39	5	70
2	60	26	2	-	47	57	32	6	67
3	62	25	-	1	42	46	24	7	67

2 再審査事件の状況

(1) 新規申立て及び終結の状況

令和3年中に係属した再審査事件数は、前年からの繰越131件に新規申立て52件(2年62件)を加えた183件となっており、係属件数は前年に比べ12件の増加となった。

新規申立て52件の内訳は、運輸業の13件(2年11件)が最も多く、次いで製造業が11件(同19件)と続き、地方公務員等公務関係事件は、0件(同1件)となっている。

これを労使別の申立件数で見ると、労働者側申立てが27件(2年29件)、使用者側申立てが25件(同33件)となっている。

一方、終結件数は56件(2年40件)で、この結果、未処理件数127件(同131件)が次年に繰り越された。終結件数56件の内訳は、取下・和解によるものが25件(終結件数の45%)、命令・決定によるものが31件(同55%)となっている(第10-1表及び巻末統計表第2-3表参照)。

第10-1表 不当労働行為事件取扱件数(再審)

(単位：件)

年	区分	係属状況			終結状況			次年繰越
		前年繰越	新規申立	計	取下・和解	命令・決定	計	
総計	29	111 (1)	62 (1)	173 (2)	38 (0)	32 (1)	70 (1)	103 (1)
	30	103 (1)	64 (0)	167 (1)	63 (1)	15 (0)	78 (1)	89 (0)
	元	89 (0)	74 (1)	163 (1)	29 (0)	25 (0)	54 (0)	109 (1)
	2	109 (1)	62 (1)	171 (2)	23 (1)	17 (0)	40 (1)	131 (1)
	3	131 (1)	52 (0)	183 (1)	25 (0)	31 (0)	56 (0)	127 (1)

(注) 1. ()内数字は、地方公務員等公務関係事件で内数である。

また、令和3年の再審査事件における和解認定の申立件数は17件であり、すべてが認定されている。

なお、和解調書の作成及び執行文の付与の申立てはなかった(第10-2表参照)。

第10-2表 和解の認定件数(再審)

(単位:件)

区 分 年	和解件数	和解認定 申	和解認定	うち和解調書作成		不認定
				うち執行 文 付 与		
元	23	18	18	0	0	0
2	16	12	12	0	0	0
3	21	17	17	0	0	0

(2) 審査の期間の目標の達成状況

中労委においては、令和元年11月、審査の期間の目標を改定し、2年から4年までの3年間で、次の目標の達成に向けて取り組んでいる。

中労委に申立てがあった不当労働行為審査事件は、1年3か月以内のできるだけ短い期間内に終結させることを目標とする(注)。

(注) 同一当事者間の事件が相当数係属し申立て後直ちには手続を進行させ難いと認められる事件や平成16年改正労働組合法の施行前から係属する極めて処理困難な事件は、本目標外とし、それぞれの事情に応じた個別的努力を行うこととする。

3年の達成状況については、3年1月以降の係属事件162件のうち、3年末までに終結した事件は55件(平均処理日数681日)、このうち1年3か月以内に終結した事件は16件(全体の29.1%)となっている(巻末統計表第9-5表参照)。

なお、目標の注意書きとしている事件については、20件が翌年に繰り越された(巻末統計表第9-6表参照)。

(3) 再審査の状況

イ 処理日数

令和3年中に終結した事件の平均処理日数をみると、命令・決定では952日(2年689日)、取下・和解では474日(同263日)、総平均では739日(同444日)となっており、命令・決定は263日増加し、取下・和解で211日増加し、

全体として 295 日の増加となった（巻末統計表第 7 表参照）。

また、命令・決定に要した段階別平均処理日数（審問を経ず命令・決定した事件は含まない）についてみると、申立てから第 1 回審問前までの期間が 733 日、第 1 回審問から結審前までの期間が 3 日、結審から命令書交付までの期間が 323 日となっている。これを期間別の構成比で見ると、申立てから第 1 回審問前までの期間が 69%と最も長く、次いで結審から命令書交付までの期間が 31%となっている（第 11-1 表参照）。

第 11-1 表 命令・決定事件（再審）段階別平均処理日数内訳

（単位：日、％）

年	区 分	申立てから 第 1 回審問前ま での期間	第 1 回審問から 結審前までの期 間	結審から命令書 交付までの期間	計
29		453 (53)	126 (15)	274 (32)	853 (100)
30		475 (68)	27 (4)	199 (28)	701 (100)
元		724 (56)	338 (26)	223 (17)	1285 (100)
2		400 (53)	44 (6)	306 (41)	750 (100)
3		733 (69)	3 (0)	323 (31)	1059 (100)

（注） 審問を経ずに命令・決定した事件を含まないため、命令・決定事件全数の平均処理日数とは必ずしも一致しない。

ロ 調査・審問回数及び証人数

終結事件について、終結事由別に、1件平均の調査回数、審問回数及び証人数をみると、命令事件では、調査回数5.8回（2年5.3回）、審問回数は0.4回（同0.4回）、証人数は1.0人（同0.6人）と調査回数及び証人数については増加した。また、関与和解事件においては、調査回数は5.3回（同2.5回）、審問回数は0.1回（同0回）、証人数は0.2人（同0人）といずれも増加した（第11-2表参照）。

第11-2表 審査状況(再審査終結事件)

区 分	年	計	取下・和解			命令・決定	
			取 下	無関与	関 与	命 令	決 定
終結件数 (件)	2	40	7	3	13	17	0
	3	56	4	2	19	31	0
一件当たりの平均調査回数 (回)	2	3.6	2.7	0.7	2.5	5.3	-
	3	5.3	2.3	4.0	5.3	5.8	-
一件当たりの平均審問回数 (回)	2	0.2	0.0	0.0	0.0	0.4	-
	3	0.3	0.0	0.0	0.1	0.4	-
一件当たりの平均証人数 (人)	2	0.3	0.0	0.0	0.0	0.6	-
	3	0.6	0.0	0.0	0.2	1.0	-

ハ 証人等出頭命令等の状況

令和3年中の再審査における証人等出頭命令は、新規申立てがあった1件が係属し、却下で終結した。また、物件提出命令については、前年からの繰越し1件が係属し、4年に繰越となった。（巻末統計表第9-3表参照）。

二 三者委員による事件の解決のための勧告

令和3年中に、労委規則第45条の8及び第45条の9の規定に基づき、当事者に対して三者委員の見解を示し、事件の解決のための勧告を書面により行ったものはなかった。

(4) 不服の状況

令和3年中に交付された命令・決定書数は23件（2年16件）である。これらに対し、労働者側又は使用者側から、あるいは労使双方から行政訴訟が提起された命令・決定書数は、11件（同7件）であった。

不服率は47.8%（同43.8%）となっている（第12表参照）。

第12表 再審査命令・決定書数に対する不服状況推移

（単位：本、%）

年・区分		命令・ 決定書数 (A)	不服申立 な し	不服申立 あり(B)	不服率 $\frac{(B)}{(A)} \times 100$
29		27	15	12	44.4
30		14	8	6	42.9
元		22	13	9	40.9
2		16	9	7	43.8
3		23	12	11	47.8
3年命令・ 決定内訳	初審支持	14	7	7	50.0
	一部変更	7	4	3	42.9
	全部変更	2	1	1	50.0
	却下	0	0	0	-

(注) 1 不服率の算出方法について、平成26年以前は、命令・決定書を交付した事件数を分母とし、そのうち行訴提起がなされた事件数を分子として算出していたが、平成27年年報より、交付した命令・決定書の本数を分母とし、そのうち行訴提起がなされた命令・決定書の本数を分子として算出することとしたため、本表の数値は平成26年以前の年報とは一致しない。

2 (A)は、当該年に交付した命令・決定書の本数を計上している。

3 (B)は、(A)のうち行訴提起がなされた命令・決定書の本数を計上しており、翌年に提起されたものを含む。

3 その他

(1) 地方公務員等公務関係事件の概況

イ 初審関係

令和3年における地方公務員等公務関係事件の新規申立件数は7件（新規申立件数277件の3%）、終結件数は11件（終結件数258件（移送事件を除く）の4%）となっている（第13表参照）。

新規申立件数7件を申立人別にみると、組合申立てが5件、個人申立てが2件となっている。労組法第7条該当号別では、1号関係事件が3件、2号関係事件が5件、3号関係事件が4件、4号関係事件が0件の順となっている(※)。

一方、終結件数は11件で、その内訳をみると、全部救済命令0件、一部救済命令1件、棄却命令1件、関与和解2件、無関与和解1件、却下決定0件、取下6件となっている。

(※) 1件で2以上の項目にわたる事件があり、新規申立件数合計7件に一致しない。

第13表 地方公務員等公務関係事件係属状況（初審）

(単位：件、%)

区 分 \ 年	29	30	元	2	3
新規申立件数	(100) 300	(100) 298	(100) 245	(100) 280	(100) 277
うち地方公務員等 公務関係事件	(4) 11	(3) 9	(4) 9	(5) 13	(3) 7
終 結 件 数	(100) 296	(100) 296	(100) 281	(100) 244	(100) 258
うち地方公務員等 公務関係事件	(3) 8	(4) 11	(2) 6	(3) 7	(4) 11

(注) 令和2年の移送事件(1件)は除いている。

□ 再審査関係

令和3年における地方公務員等公務関係事件の新規申立件数は0件(新規申立件数52件の0%)、終結件数は0件(終結件数56件の0%)であった(第10-1表参照)。

(2) 合同労組事件の概況

イ 初審関係

令和3年における合同労組事件の新規申立件数は、207件（新規申立件数277件の74.7%）となっている。このうち駆け込み訴え事件は89件あり、新規申立件数に占める割合は32.1%、合同労組事件に占める割合は43.0%となっている（第14-1表参照）。

なお、東京、大阪の各労委における新規申立事件に占める合同労組事件の割合をみると、東京70.7%、大阪79.7%となっている（第14-2表参照）。

第14-1表 合同労組事件の申立状況(初審)

(単位：件、%)

年	新規申立件数 (a)	うち合同労組事件 (b)		うち駆け込み訴え事件		
					(a)に対する割合	(b)に対する割合
29	300	222	(74.0)	84	28.0	37.8
30	298	222	(74.5)	84	28.2	37.8
元	245	184	(75.1)	82	33.5	44.6
2	280	213	(76.1)	92	32.9	43.2
3	277	207	(74.7)	89	32.1	43.0

- (注) 1 ここで集計した合同労組は、企業の枠を超えて、主に中小企業の労働者を一定の地域単位で組織し、特定企業への所属を条件としない個人加入できる組合をいう。「一般労組」ないしは「地域ユニオン」などといわれている組合については、原則としてこの範疇に含めた。
- 2 駆け込み訴え事件とは、労働者が労働問題が発生した後、合同労組に加入し、当該組合から当該事項に係る団体交渉に対する使用者の対応が不当労働行為にあたるとして申立てがあった事件をいう。

第14-2表 合同労組事件の申立状況（初審）のうち、東京都・大阪府労委の取扱状況

(単位：件、%)

区分 年	新規申立件数				合同労組事件			
		うち東京・大阪計				うち東京・大阪計		
		東京	大阪			東京	大阪	
29	300	154	105	49	222 (74.0)	114 (74.0) (51.4)	80 (76.2)	34 (69.4)
30	298	169	97	72	222 (74.5)	132 (78.1) (59.5)	67 (69.1)	65 (90.3)
元	245	136	95	41	184 (75.1)	103 (75.7) (56.0)	75 (78.9)	28 (68.3)
2	280	167	116	51	213 (76.1)	121 (72.5) (56.8)	79 (68.1)	42 (82.4)
3	277	173	99	74	207 (74.7)	129 (74.6) (62.3)	70 (70.7)	59 (79.7)

(注) 1 ()内は新規申立件数に対する合同労組事件の割合。

2 < >内は合同労組事件全数に対する割合。

□ 再審査関係

令和3年における合同労組事件の新規申立件数は、31件(新規申立件数52件の59.6%)となっている。また、このうち駆け込み訴え事件は7件あり、新規申立件数に占める割合は13.5%、合同労組事件に占める割合は22.6%となっている(第15表参照)。

第15表 合同労組事件の申立状況(再審査)

(単位：件、%)

年	区分	新規申立件数 (a)	うち合同労組事件 (b)		うち駆け込み訴え事件		
					(a)に対する割合	(b)に対する割合	
29		62	37	(59.7)	10	16.1	27.0
30		64	35	(54.7)	7	10.9	20.0
元		74	45	(60.8)	7	9.5	15.6
2		62	45	(72.6)	9	14.5	20.0
3		52	31	(59.6)	4	7.7	12.9

(注) 1 ここで集計した合同労組は、企業の枠を超えて、主に中小企業の労働者を一定の地域単位で組織し、特定企業への所属を条件としない個人加入できる組合をいう。

「一般労組」ないしは「地域ユニオン」などといわれている組合については、原則としてこの範疇に含めた。

2 駆け込み訴え事件とは、労働者が労働問題が発生した後に合同労組に加入し、当該組合から当該事項に係る団体交渉に対する使用者の対応が不当労働行為にあたるとして申立てがあった事件をいう。

(3) 終結事案的特徴的傾向累計(初審)

令和3年中に終結した初審事件 258 件のうち、初審の終結報告により終結事案の特徴的傾向をまとめたのは以下のとおりで、① 労組法上の労働者性・使用者性に関連する事件は18件、② 事業再編に関連する事件は1件、③ 個人委託・請負に関連する事件は3件、④ 有期契約(労働者)に関連する事件は16件、⑤ 定年後再雇用に関連する事件は7件、⑥ 労働者派遣に関連する事件は1件であった。

(4) 非正規労働者関係事件の概況

イ 初審関係

令和3年中に交付された命令・決定のうち、主な争点において、いわゆる非正規労働者(有期契約労働者、派遣労働者、パートタイム労働者等)に係りした事件には、以下のようなものがある。

- ① 法人が、団体交渉申入れに対し、団体交渉ルール(出席人数及び使用言語)について合意に至っていないなどとして応じていないことが不当労働行為に当た

る、として救済申立てのあった事件。(桜美林学園事件(2号))【第2節1(1) No.19】

② 会社が、①執行委員長ら10名の組合員を雇止めしたこと、②組合が申し入れた雇止めの撤回などに係る団体交渉について、組合は労組法上の労働組合ではないなどを理由として団体交渉に応じないことが不当労働行為に当たる、として救済申立てのあった事件。(共立メンテナンス事件(1・2・3・4号))【第2節1(1) No.39】

③ 法人が、①組合員A1に対して訓告書の措置を行ったこと、②A1を雇止めにしたこと、③組合員A2を定年退職後に継続雇用しなかったこと、④組合員A3ら5名の担当教科の授業時間数を削減したことが不当労働行為に当たる、として救済申立てのあった事件。(明泉学園事件(1・3号))【第2節1(1) No.46】

④ 会社が、①組合員Aの労働災害などについての組合からの団体交渉申入れを拒否したこと、②Aを雇止めにしたこと、③C健康保険組合からAに支払われた傷病手当金について説明していないことなどが不当労働行為に当たる、として救済申立てのあった事件。(本田技研工業事件(1・2・3・4号))【第2節1(2) No.16】

⑤ 会社が、組合の支部執行委員長A(60歳で定年退職後、再雇用され、65歳を過ぎても再雇用時の労働条件とほぼ同じ処遇で再雇用されていた)を雇止めしたことが不当労働行為に当たる、として救済申立てのあった事件。(三和機材事件(1・3号))【第2節1(2) No.17】

⑥ 会社は、65歳を雇用上限年齢とする就業規則に基づき、期間雇用社員Aを雇止めとし、当該雇止めについては、最高裁判所判決において適法であることが確定した。その後、Aは組合に加入し、組合は会社に対し、Aの復職・再雇用を議題とする団体交渉を申し入れ、話し合いが行われた。本件は、会社が組合の当該議題に係る団体交渉申入れに応じなかったことが不当労働行為に当たる、として救済申立てのあった事件。(日本郵便事件(2号))【第2節1(2) No.20】

⑦ 組合の団体交渉申入れに対し、①東京支社の新設に伴い、今後は、同支社が組合への対応を行うと伝えるとともに、②同支社内には会議室がないため団体交渉

は外部施設を利用し、その費用は組合と折半とすることを提案した会社の対応が不当労働行為に当たる、として救済申立てのあった事件。**（日本郵便オフィスサポート事件（２号））【第２節１（２） No.26】**

ロ 再審査関係

令和３年中に命令・決定書が交付された事件 23 件のうち、主な争点において、いわゆる非正規労働者（有期契約労働者、派遣労働者、パートタイム労働者等）に関係した事件は 7 件であった。

- ① Y1 会社が、Y1 会社のパート社員である組合員 A を契約社員に登用しなかったこと、平成 28 年 1 月 27 日、同年 3 月 9 日及び同年 4 月 27 日の団体交渉で不誠実に対応したこと等が、また、Y2 会社が、労働組合法上の使用者に当たることから、Y2 会社との関係においても組合員 A を契約社員に登用しなかったこと等が不当労働行為であるとして、救済申立てがあった事件。**（東日本環境アクセス外 1 社事件（１・２・３号））【No. 3】**
- ② 法人が、組合の組合員 A について、平成 30 年 3 月 4 日付けで雇用契約を終了し、更新しなかったことが不当労働行為であるとして、救済申立てがあった事件。**（赤枝会事件（１号））【No. 5】**
- ③ 会社が、団体交渉等を行わず、組合員 A に対して事前説明会を行い、正社員登用試験を実施したこと、組合から事前説明会での配付資料を要求されたのに対し、異なる資料を提出し、A に対して説明した内容との間に齟齬を生じさせたこと等が不当労働行為であるとして、救済申立てがあった事件。**（日立 Astemo（旧 日立オートモティブシステムズ）事件（１・２・３号））【No. 7】**
- ④ 法人が、組合員 A に対し平成 24 年度出講契約を非締結としたこと、組合書記長 B に対し平成 26 年度出講契約を非締結とし、同年度春期講習を担当させなかったこと及びこれを議題とする団体交渉に応じなかったことなどが不当労働行為であるとして、救済申立てがあった事件。**（河合塾事件（１・２・３号））【No. 14】**
- ⑤ 法人が、執行委員長 A が担当することが可能であるとした授業の一部を他の非常勤講師に担当させたこと、組合員 B にオープンキャンパスの体験レッスン等

を担当させなかったこと、ピラ配布の際の法人職員の組合員Cに対する発言、組合員ら非常勤講師の講師会を集団開催方式ではなく個別面談方式で行ったこと、団体交渉において、日本語の就業規則の全文の写しの交付要求及び組合員Dの学生満足度調査の開示要求に応じなかったことが不当労働行為であるとして救済申立てがあった事件。**(文際学園事件(1・2・3号)) [No. 19]**

⑥ 会社が、組合員Aに対し、1か月の有期労働契約期間満了後、採用前に会社らに批判的な内容のピラを配布したこと、ピラ配布時にグループ会社の敷地内に数回立ち入ったことを理由に次の有期労働契約を締結しなかったことが不当労働行為であるとして、救済申立てがあった事件。**(JR西日本中国メンテック(旧 JR西日本広島メンテック)事件(1・3号)) [No. 21]**

⑦ 派遣元会社及び派遣先会社が、組合員Aの解雇の撤回等を議題とする団体交渉申入れに応じなかったことが、不当労働行為であるとして、救済申立てがあった事件。**(アウトソーシング事件(2号)) [No. 22]**

第16表 非正規労働者関係事件(再審査命令・決定事件)

(単位:件)

	命令・決定件数	うち非正規労働者関係事件
平成29年	32	4
平成30年	15	4
令和元年	25	5
令和2年	17	2
令和3年	23	7

(注) 非正規労働者関係には、再審査事件命令書交付に係る報道発表(<http://www.mhlw.go.jp/churoi/futouroudou/index.html>)の命令のポイント、判断の要旨から、正社員以外の非正規労働者(有期契約労働者、派遣労働者、パートタイム労働者)に関する事件を抽出したもの(高年齢者雇用安定法の継続雇用に係るものを除く)。